

4 九州ルーテル学院大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに九州ルーテル学院大学学則及び九州ルーテル学院大学大学院学則に基づき、九州ルーテル学院大学が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学士（人文学）

修士（障害心理学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(修士学位申請論文の提出)

第5条 修士課程の学位論文を提出しようとする者は、論文題目及び研究内容について、あらかじめ指導教員の承認を受けて、研究科長に申請しなければならない。

2 論文題目の提出及び論文は、研究科委員会が定める所定の期日まで提出しなければならない。

(審査委員)

第6条 審査委員は、指導教員及び研究科委員会で選出された専任教員2人とする。

2 研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に定める教員以外の教員を審査委員に加えることができる。

3 審査の主査は、指導教員が当たるものとする。

4 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

(審査基準)

第7条 修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文の内容及びこれに関連する専攻分野の科目については、試問によって行う。

2 試問の方法は、口頭による。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、審査の結果及び

評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を決議する。

2 前項の決議は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会が第1項の決議をしたときは、研究科長は、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条第3項の報告に基づき、修士の学位を授与する。

(学位の名称の使用)

第12条 本学の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「九州ルーテル学院大学」を付記するものとする。

(学位記の様式)

第13条 学位記の様式は、様式第1号及び様式第2号とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

第 号	年 月 日	九州ルーテル学院大学 学長	大学	卒業証書・学位記	氏 名	年 月 日 生
を修めて本学を卒業したことを認め			本学人文学部			学科所定の課程
学士(人文学)の学位を授与する						

様式第2号

修第 号	年 月 日	九州ルーテル学院大学 学長	大学	学位記	氏 名	年 月 日 生
論士の審査及び最終試験に合格したので			本学大学院人文学研究科障害心理学専攻の			修士課程において所定の単位を修得し学位
修士(障害心理学)の学位を授与する						